



桐生市指定ごみ袋に関する臨時措置について

ナフサ不足などの報道から、市指定ごみ袋の販売量が増えたことにより、市内の店舗で市指定ごみ袋が不足しているため、臨時措置を実施します。

■臨時措置の内容

市指定ごみ袋が手に入らない場合には、市販の透明または半透明のビニール袋で、ごみを出すことができます。

- ・20～45 リットル相当の袋を使用してください。
- ・色付きの袋は使用できません。
- ・他自治体の指定ごみ袋は使用できません。
- ・中身が出ないように、袋の口をしっかり縛ってください。

■実施期間

令和8年5月26日(火曜日)～令和8年8月31日(月曜日)
(注意)ただし、需要状況などにより変更される場合があります。

■市指定袋の状況

ナフサ不足の報道から、市指定ごみ袋の販売量が例年の2倍程度となっており、店頭に並んでいない状況です。ごみ袋は例年通りの供給量を確保していますが、ごみ袋を多く購入していることが店頭での品薄状態につながっていると考えられます。ごみ袋を必要としている人のためにも、必要以上のごみ袋の購入は控えていただくようお願いいたします。

11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



【問い合わせ】

市民生活部清掃センター清掃担当
担当 井田・浅野
TEL 74-1014